

平成28年度以降の教職大学院の入試方法について（予告）

奈良教育大学

奈良教育大学では、平成28年度（平成27年度実施）以降の大学院教育学研究科専門職学位課程（教職大学院）における入試方法を下表のとおり変更し、推薦入試を新たに実施します。

	募集人員	推薦人員	出願資格	選抜方法
一般選抜 〔現行〕	20名	—	基礎資格 ^I のいずれかに該当する者	<ul style="list-style-type: none"> 筆記試験（小論文） 口述試験（集団・個人） 実技試験（模擬授業^{II}）
現職教員 特別選抜 〔現行〕		—	基礎資格 ^I のいずれかに該当し、かつ専任で勤務し次のア）又はイ）に該当し、在職のまま入学する者。 ア）学校教育法第1条に規定する学校の教員 ^{III} イ）教育公務員特例法第2条に規定する教育公務員で教育職員免許状を有する者 ^{IV}	<ul style="list-style-type: none"> 筆記試験（小論文） 口述試験（集団・個人）
社会人 特別選抜 〔現行〕		—	基礎資格 ^I のいずれかに該当し、かつ次の要件を満たす者 ・出願時点において、大学卒業〔各出願資格取得時を含む〕後2年以上を経過し、通算1年以上、学校、企業、官公庁等に常勤で勤務した経験を有する者 ^V	<ul style="list-style-type: none"> 筆記試験（小論文） 口述試験（集団・個人） 実技試験（模擬授業又はプレゼンテーション）
学外 特別選抜 （推薦入試） 【新設】		1大学あたり2名まで ※連携大学特別選抜との併願不可	次のすべての要件を満たす者 ・出願時点において、当該年度3月に大学卒業見込の者 ・幼稚園、小学校、中学校、または高等学校一種免許状を取得見込の者 ・奈良県内の教員を強く志望し、学長等からその適性があると推薦された者 ・合格した場合は入学を確約できる者	<ul style="list-style-type: none"> 筆記試験（小論文） 口述試験（集団・個人）
連携大学 特別選抜 （推薦入試） 【新設】		1大学あたり2名まで ※学外特別選抜との併願不可	次のすべての要件を満たす者 ・出願時点において、当該年度3月に奈良教育大学と「教員養成の高度化に関する連携協定」を締結している大学 ^{VI} を卒業見込の者 ・幼稚園、小学校、中学校、または高等学校一種免許状を取得見込みの者 ・奈良県内の教員を強く志望し、学長等からその適性があると推薦された者 ・合格した場合は入学を確約できる者	<ul style="list-style-type: none"> 口述試験（集団・個人）
学内 特別選抜 【新設】		—	次のすべての要件を満たす者 ・出願時点において、当該年度3月に奈良教育大学を卒業見込の者 ・幼稚園、小学校、中学校、または高等学校一種免許状を取得見込みの者 ・奈良県内の教員を強く志望し、適性があることを自ら推薦できる者 ・合格した場合は入学を確約できる者	<ul style="list-style-type: none"> 口述試験（個人）

^I 基礎資格

- (1) 大学を卒業した者及び出願当該年度3月までに大学卒業見込の者
- (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者及び出願当該年度3月までに授与される見込みの者
- (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者及び出願当該年度3月までに修了見込みの者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者及び出願当該年度3月までに修了見込みの者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者及び出願当該年度3月までに修了見込みの者
- (6) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者及び出願当該年度3月までに修了見込みの者
- (7) 文部科学大臣の指定した者（昭和28年文部省告示第5号）
- (8) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、出願当該年度の翌4月1日現在22歳に達している者

[注] ・前記(7)に該当する者は、次に掲げる者等です。

「教育職員免許法による小学校、中学校、高等学校、幼稚園の教諭若しくは養護教諭の専修免許状又は一種免許状を有する者で22歳に達した者」

・前記(8)により出願する者は、事前に個別の入学資格審査を受けなければなりません。

^{II} 教員免許未取得者（取得見込を除く）はプレゼンテーションを選択可。

^{III} 小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校、特別支援学校及び幼稚園の教員。

^{IV} 地方公務員のうち、学校教育法第1条に定める学校であって同法第2条に定める公立学校の学長、校長（園長を含む）、教育及び部局長並びに教育委員会の教育長及び専門的教育職員。

^V 常勤で勤務とは、正規の職員としての勤務のほか、同一の学校、企業等において1週間に平均して3日以上勤務を1か月以上継続した場合を含む。

^{VI} 奈良女子大学、奈良大学、帝塚山大学、天理大学（平成27年4月1日現在）